

令和8年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和8年3月9日(月曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14人)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市長	桜井恒君
副市長	土屋貴久君
総務部長	村上孝徳君
市民部長	児玉ゆかり君
保健福祉部長	谷村泰尚君
経済部長	佐藤剛司君
都市整備部長	荘司修君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君

消防長	後藤博昭君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君

教育長	石塚信彦君
教育部長	杉本竜一君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	堀澤宏史君

農業委員会会長	畑雄二君
農業委員会事務局長	五十嵐健太郎君

監査委員	福地英敏君
監査事務局長	高橋修也君

◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 齋藤久美夫議員

9番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

8番齋藤久美夫議員。

●8 番齋藤久美夫議員 おはようございます。

令和8年第1回定例会において大綱1点、元職員の背任事案関連について市長にお伺いいたします。

本事案につきましては、私はこれまで、令和7年第3回定例会から引き続き取上げてまいりました。そして今回は、先月の18日に、本事案の第4回目の公判・論告求刑公判があり、それを傍聴する機会を得て、元職員の水増し請求に関する手口等が示される場面もありましたことから、これらを含めまして、これまでの質問してきた、その後の市の対応について、さらに3項目伺うものであります。

そこで1項目目、美唄市コンプライアンス委員会の取組、特に、実態検証と入札契約制度の見直しの進捗状況についてであります。

昨年6月に元職員が背任容疑で再逮捕された後、市は美唄市コンプライアンス委員会を立ち上げ、四つの取組について、早急に進めると言っておりました。その一つの職員倫理条例制定については、本定例会において、美唄市職員倫理条例制定について、発議されておりますし、二つ目は、職員に対するコンプライアンス研修については、去年の12月の第4回定例会において、計画性を持って研修が実施されていることを確認していると私は述べさせてもらっております。そして、残りの二つ実態検証の実施と入札契約制度の見直しについては、市長は5か年、これは令和2年から令和6年における市の発注の下水道工事全事業について、調査を実施しているが、元職員の公判が継続している中では、現時点での全容解明は難しいと言っておられましたが、私は、市は市として独自に、本事案は何かあ

って、何が課題・問題であったかということをして事情聴取し、関連部署等を含んでの聞き取りやアンケート調査等をして、市長は職員の任命権者として、さらに、市の工事発注者として調査する責任があることをお伝えいたしました。

しかし、あれから約2か月が経過し、公判も進み、その公判の中では水増し請求するに当たり、過去に行った工事の写真を添付して実施報告していたなどの手口も明らかにされております。そのような状況の中で、繰り返しのようになりますが、この実態検証及び制度の見直しの進捗状況について、話しえる範囲で結構でありますので、どのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、2項目目、元職員等からの返還金についてであります。

市長は、損害金の賠償については、実態検証の検証結果を踏まえ、地方自治法の規定による監査請求のほか、全体の損害金が確定した段階で、民事訴訟を検討すると言っておられましたが、第4回公判では、本事業における建設会社側が120万円、元職員が50万円をそれぞれが市に返還したと言っておりました。そこで、この返還の事実関係と、事実であった場合のこの返還金を市はどのように取り扱っているのかをお伺いいたします。

3項目目、管理職の責務と責任についてであります。

これについては以前、私は、管理職の在り方として、重要課題に責任を持って取り組む、部下を統率して成果を挙げるとし、そして業務を遂行するので、安易に決裁した後は、その結果について、「知りませんでした」「確認

できませんでした」では済まされないと言っ
てまいりました。また、今回の背任事案では、
施工工事の 37 か所のうち、17 か所の架空工
事が含まれており、さらには、一般競争入札、
これは贈収賄の件であります。常習性がある
と検察は言っております。こうした背景
において、私は、管理者としてあるべき姿、
問題意識を持って業務に取り組む姿勢を醸成
するためにも、その責任に対し、厳正に対処
すべきであると思うが、市長のお考えを伺い
ます。

以上で、当初の質問を終わります。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 齋藤議員の質問にお
答えします。

美唄市コンプライアンス委員会の取組につ
いてであります。初めに、実態検証の実施
につきましては、令和 2 年度から令和 6 年度
までの 5 か年における下水道工事の全事業の
検証を行うこととし、現在、元職員の 4 回に
わたる公判の進展状況を踏まえ、検証の対象、
令和 3 年度から受注した全工事 19 件について、
設計書の内容と成果品が整合しているのか、
改めて、一部現地を確認しながら調査を行っ
たところであります。今後につきましては調
査の成果に関わる事実関係をしっかり確認す
るため、弁護士と相談しながら、元職員と工
事を受注した建設会社に対し、聞き取り調査
を実施してまいりたいと考えているところで
あります。

次に、入札契約制度の見直しにつきましては
は、実態検証による調査と連動しながら、引
き続き、追加工事等による設計変更の目安、
設計変更に当たっての管理監督者責任の明確

化とチェック体制の強化のほか、最低制限価
格の取扱いなどについて、検討を進めている
ところであります。

こうした取組を通じて、分析した結果や取
組の成果を報告書としてまとめ、再発防止に
全力で取り組み、モラルとコンプライアンス
の保持と向上に向け、職員と一丸となって市
政の信頼回復に努めてまいります。

次に、元職員からの返還金についてであり
ますが、初めに、背任事件における建設会社
の代理人弁護士から、令和 7 年 7 月 16 日に損
害賠償金の一部として 120 万円を、また、令
和 8 年 1 月 23 日、損害賠償金の一部として、
毎月 5 万円を支払いたいとの意向が示された
ところであります。その後、いずれの件も、
市の顧問弁護士と対応を協議し、建設会社が
本市に対する損害賠償義務の存在を認めるこ
と、支払われる額は、あくまでも損害賠償金
の一部であること、損害賠償金の総額が、こ
れを上回る場合には、誠実にその支払いを行
うこと、建設会社及び代表者は、本市の調査
等に積極的に協力することを条件に受け入れ
ることとしたところであります。次に、同じ
く背任事件における元職員の代理人弁護士か
ら、令和 8 年 1 月 7 日に、損害賠償金の一部
として 50 万円を支払いたいとの意向が示さ
れたところであります。その後、市の顧問弁
護士と対応を協議し、賠償の対象となる不法
行為の事実関係を認めること、50 万円は、当
該不当行為によって本市が被った損害賠償金
の一部であること、今回の賠償の対象となる
不法行為による損害のほか、その他一連の不
法行為による損害の賠償についても支払い意
思があること、本市による一連の不法行為に

関する調査に積極的に協力する旨の誓約をすることを条件に、受け入れることとしたところであります。

これらの損害賠償金の一部は、令和7年9月9日に120万円が、令和8年2月2日及び同年3月2日に、それぞれの5万円が、令和8年2月12日に50万円が、いずれも下水道会計に振り込まれ、歳入歳出外の預り金とし、収入したところであり、この預り金は現時点で活用するものではなく、今後の公判の動向を見極めながら、民事の損害賠償請求の検討を行う中、その取扱いについて検討するものであります。

次に、管理職の責務と責任についてですが、事件発覚からこれまで、警察及び検察の捜査に協力し、工事費用を水増し請求することで、本市に損害を与えたとされる損害金、707万3,000円の受取額、割合及び用途などにつきましては、現時点において、公判により認定されていないところではありますが、元職員の公判は延べ4回にわたり行われ、次第に元職員の具体的な手口が明らかにされてきたところであります。こうした事実関係から管理職による工事発注業務の確認行為につきましては、担当職員及び関係職員による設計変更の決裁において、元職員が落札者と共謀し、巧妙に準備をして、虚偽の決裁資料を作成しており、現時点においては、工事の担当者や決裁権者では確認し切れるものではなかったと考えているところであります。3月13日には札幌地方裁判所において、元職員に対する判決が言い渡される予定となっておりますが、より詳細な事実関係の把握のためには、裁判が終結した後、弁護士を通じて裁判

所又は検察に対して、関係証拠書類の開示・閲覧を請求するなど、事件の概要を自ら確認していく必要があることも視野に入れているところであり、管理職の責務と責任については、事件の全容が明らかにされた段階で、厳正に対処してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 齋藤議員。

●8番齋藤久美夫議員 ご答弁ありがとうございます。

では、それぞれの項目について再確認・再質問させていただきます。

まず1項目目は、実態検証について、これは特に令和3年度から受注した工事19件について、一部現地を確認しながら調査を行ったとありましたが、これは調査を終了したのか、また、その一部とはどのような場所なのかということであります。この検証結果は、今後の賠償請求や管理職のチェック体制における監査の対象やチェック項目の列挙の基になるものであります。そのためにも、特に現地確認は、公判の中で示された事案の手口に照らし合わせ、受注した全工事19件のうち、当初の設計書に追加された工事箇所は、全ての現地を確認すべきと思うが、どのように行ったのか、その実施状況を再確認させていただきます。

次に、2項目目の返還金の取扱いについては、承知いたしました。これは顧問弁護士と協議し対応していただきたいと思います。そして、以前の一般質問でも言っておりますが、令和2年度から令和6年度の5か年度についても改めて実態検証の検証結果に基づき、監査請求を実施し、市民の財産を取戻していた

だきたいと思います。これについてはご答弁は結構でございます。

最後に、3項目目の管理職の責務と責任については、ご答弁の中では、工事発注における設計変更段階では、その工事の協議については確認し切れないことは、ある程度は理解はできますが、しかし、工事終了後の報告段階において、その確認を怠っている又は欠落しているのではないかと。公判の中で、その手口が明らかにされましたが、何度も言うようですが、工事の終了報告で、過去の工事箇所の写真を添付して報告していること。また、今回の事案は37か所の工事箇所のうち17か所が架空工事であれば、設計書変更時に追加された箇所のうち、複数箇所は管理者として、現場を確認する、すべきことであり、さらに、これが令和3年頃から常習的に行われていたのであるとすれば、一体これまで何十箇所の架空工事があったのか。そして、各場所をこれまで何箇所、実際に確認したことがあったのかということでもあります。

これは仮定の話にはなってしまいますが、ここで数箇所でも確認していれば、その時点でこの不正が発覚していた可能性は多大なものであります。そして、それがまさしく業務の管理ではないかと思うものであります。部下を信頼して仕事を任せることも大事ではありますが、任せたことをしっかりできているかどうかを確認することは、これは管理者としての原則であります。その点、市長は、管理職の責任については、厳正に対処すると言っていたので、これ以上は申しませんが、ただ、今後については、管理者が管理者としてあるべき姿、そして業務の管理統

制という観点から、前回の一般質問で、ガバナンスの強化について市長に伺い、管理能力を整えた管理職の育成に努めるとの答弁をいただいておりますが、コンプライアンス研修は早々に行われましたが、このガバナンス研修についても早急に取り組むべきものと思うものであります。市長の考えを伺います。以上で再質問を終わります。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 齋藤議員の質問にお答えします。

実態検証における調査についてであります。現時点においては、上下水道課内における内部調査が終了した段階にあり、内部調査によりまとめられた成果の事実関係をしっかりと確認し、信頼性をさらに高めるため、第三者である弁護士により、元職員と事件に関与した建設会社に対し、聞き取り調査を実施するものであります。また、調査の対象とした工事につきましては、裁判で審議されている1件の工事を除き、令和2年度から令和6年度までの間、設計変更の有無に関わらず、事件に関与した建設会社が受注した全ての工事19件を対象とし、慎重に調査を実施したところであります。いずれにいたしましても、実態検証を通じて分析した結果や取組の成果を報告書としてまとめ、再発防止に全力で取り組み、職員一丸となって市政の信頼回復に努めてまいります。

次に、ガバナンスの強化についてありますが、このたびの事件は職員にモラルやコンプライアンスが欠如していることが大きな要因であり、事件に対する当面の対策を優先的に進めることとして、全職員を対象としたコ

ンプライアンス研修を行ったほか、本定例会には、職員倫理条例の制定について、提案をさせていただいているところではありますが、管理監督の立場にあり、指導的役割を担う管理職の在り方として、内部統制機能の確立と強化は必要であると考えているところであります。

このため、引き続き研修計画に基づき、倫理感や責任感、業務を執行する管理能力を備えた管理職員の育成に努めるほか、内部統制制度の必要性につきましては、議会や監査との連携を図りながら、国の地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインの趣旨を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

6 番吉岡建二郎議員。

●6 番吉岡建二郎議員 おはようございます。

2026 年第 1 回定例会において、大綱 2 点について市長、教育長に質問をいたします。

大綱 1 点目、市政執行方針について、市長に質問します。

市政執行方針では、冒頭から、人口減少・少子高齢化について加速度的に進行しており、その影響は極めて深刻な局面にあり、依然として歯止めがかからない状況が続いているとありました。人口減少・少子高齢化、これは市長も市政執行方針の中でおっしゃられているように、日本全体の問題であり、本市単独で根本的に解決をするということは非常に困難なことでありますが、市の予算決定であるとか、ほとんど全ての事業の将来的な方向性、これに深く関わってくることでもあります。そのため、市政執行方針、今回決める際にも必

ずぶつかつてきた問題でしょうし、またその上で大変重要な問題であるため、人口減少・少子高齢化について質問をいたします。

人口減少・少子高齢化については、昨日今日始まったような問題ではありません。過去からずっと課題として認識されてきており、人口推計によって、将来的に本市の人口がどの程度減少していくと、推計が出されています。この人口推計は、様々な施策に関わります、大変重要な数字となっています。一方で、この人口推計、実際の数字、現状と一致しているのかを確認しつつ、施策について調整をしつつ進めていく必要があると考えます。現状、本市の人口、過去行われた推計と比較してどうなっているのかをお答えください。

また、人口減、これを抑えていくには、移住定住を促進することが、一つ必要な施策となってきます。市政執行方針の中では、幅広い施策展開が重要であり、従来の施策を継続するとともに、移住者と住民の双方が美唄に住みたい、住み住み続けたいと思える環境を整えたとありました。従来の施策を継続していくに当たり、本市の移住定住等の施策、実績としてはどのようなものがあるのかをお答えください。

また、市長は市政執行方針の中で、この人口減少・少子高齢化について、その影響、極めて深刻な局面にあるとおっしゃられています。かなり強い言葉を使っており、大きな課題と捉えていらっしゃるからこそ、こういった言葉が出てきているものと考えますが、この極めて深刻な局面において、今後どのような取組を進めていくのか、こちらについてもお答えをお願いします。

市政執行方針についての2点目、商工業振興について質問します。

市政執行方針の中では、特に市民の買物や交流の場が消失する懸念が高まっている西側商店街について、関係団体と協調し、中心市街地全体の新たなグランドデザインを見据えた抜本的な対策に果敢に取り組むとのことでしたが、具体的にこの中心市街地の新たなグランドデザイン、これはどういったものであり、その上でどのような対策を行っていくのか、こちらについてのお答えをお願いします。

市政執行方針について3点目、公共交通について質問します。

方針の中では、持続可能な公共交通の実現を図っていくと結ばれています。公共交通を持続していくことに重きを置くというのは理解をいたします。その一方で、持続していくことと同様に、市民にとって利用しやすい公共交通であるということも重要な側面ではないでしょうか。

今回、市内循環路線である市民バス東線の見直しということで、1日従来22便走っていたところが、一気に8便と大幅に減便されることとなるという話です。これまで利用していた市民からは不安の声を実際に聞いています。今回の見直しの背景、そして利用者への影響をどのように捉えて考えているのか。また、高齢者・交通弱者といった移動手段を持っていない方、若しくはなかなか移動が困難な方、そういった方々の移動手段の確保はされるのか。例えば、東線大幅減便ということで、今回出ていますけれども、その同じ区域を運行している、のるーと美唄の拡充等で対応していくといった方針はあるのかについて

お答えください。

大綱2点目、教育行政執行方針について、教育長に質問をいたします。

1点目は、学校教育についてです。

新たな義務教育制度についてとあります。その中で、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた教育内容の方向性など、調査研究を引き続き進めていくとあります。これは、令和7年度の教育行政執行方針でも、同じように触れられていた、調査研究を進めていくとあったと記憶しています。これは7年度の間での調査研究というものがどのようなものであったのかをお答えください。

また、信頼される学校づくりについての中では、部活動の地域展開の方向性を検討決定していくとあります。これまで、部活動、地域展開ではなく地域移行という言葉で、いろいろな事業を検討されてきたものかと存じております。国が示したガイドラインに沿って進めてきたものと認識していますが、本市の状況では、なかなか困難もあり、すんなりと進んでいくようなものではないと認識もしています。また、近隣市、さらには政令市、北海道で1番大きな札幌市ですね。でも、実際に、常任委員会での視察でも行きましたけれど、なかなか難しい。国が示してるようなスケジュールですんなり進めることは、なかなか困難があるというふうな現状を見てきました。具体的に方針を決めてうまくいっている、非常に参考になるというような事例を見つけることも困難なんだと。

このような状況の中で、国で示したガイドライン、部活動の地域移行、これまでの話では、これ令和7年度までに実現を目指すもの

となっていたと認識していますが、今回地域展開と若干の変更があったものと思われます。現状の部活動の地域展開という形で、どのように行われているのか、お答えください。

次に、健やかな体の育成について、この中で、学校給食の無償化を継続するとありました。学校給食の無償化については、来年度の予算を見ますと、国の財源措置によって、道支出金として、1人当たり1月5,200円、補助がされることとなっています。既に学校給食無償化を行っている本市としては、この補助金をこれまで以上に、学校給食を充実させていくために使っていくことが望ましいと考えますし、教育行政執行方針の中でも教育長おっしゃっている、安全で安心な質の高い給食の提供、これにもつながっていくと考えます。学校給食の考え方について、教育長の考えをお答えください。

教育行政執行方針について2点目、社会教育について質問します。

生涯学習活動の充実、こういった項目がありました。こちらについて私はこれまで議会一般質問、また予算委員会など、様々な場面で社会教育施設について主に質問をしてきました。生涯学習活動の充実には、この社会教育施設が必須であると考えています。

今回の教育行政執行方針では、社会教育施設の充実・建替えや将来的な展望などは具体的に示されていません。触れられてもいみませんでした。これまで私が質問してきた社会教育施設の更新について、しっかりと対応していただくことが、生涯学習活動の充実に直結していくことだと考えます。その上で、今回の教育行政執行方針では、郷土史料館につ

いて触れられていました。通年開館の実施、また学芸員の配置ですね。内容が大きく改善されたことを踏まえて、入館者が増えてきていると聞いています。今後様々な方に利用していただくことになっていくんだろうと考えます。

その上で、現状老朽化している施設の改善、これを継続して行っていただきたいのと同時に、また、各地ですね、郷土史料館とはまたちょっと違う側面もあるかもしれませんが、博物館や美術館などを見ますと、音声ガイドというものが導入されているのが、最近多く見るようになっていきます。展示されている展示物、そして施設自体の改善、これも必要なところですけど、来館された方が、その展示されているものがどういったものなのかをより深く理解することができるようにするために、音声ガイドの導入、是非ともご検討いただけたらと考えています。また、文字を読むのが得意でない方、若しくは母語というんですかね、言語自体が、日本語が、読んだり聞いたりということができない方にも、音声ガイドであれば対応がしやすい部分があるかと思います。これからインバウンドでの入り込み客が増えていく中で、郷土史料館にもそういった方々が足を運んでいただくということを考えれば、是非この音声ガイド、多言語対応の形で、導入すること、非常に先進的でよろしいことかと思います。教育長のお考えをお答えください。

また、生涯学習活動の充実の中では、図書館について触れられていました。図書館については、市民会館・公民館同様に、近い将来の建替えが必要になってくる施設だと認識を

しています。これも過去の議論で何度もさせていただいたところです。

ただ、今利用している方、また図書館の職員、働いてる方のことを考えると、今の状況も改善をしていく必要が確かにあります。令和8年度では、エアコンの増設を行うということが教育行政執行方針で触れられていました。確かに近年、異常な夏の暑さによって、図書館の中でも気温高い状況にある、高温にあるというのは、私も実際に足を運んで見えています。是非ともこのエアコンですね、増設をすることで、より良い環境を作っていたきたいと考えているんですけど、このエアコンの増設は具体的にどういった対応となるのか、お答えをいただきたいと思います。

また、移動図書館車についてです。こちらも教育行政執行方針、巡回続けるというふうなことで書かれていたんですけど、近年見ますと、ほかの自治体ですと、大変残念なことではありますけれど、廃止だとか、縮小というのが、ここ数年で出てきている状況をよく見ます、美唄市はこれまで継続をしてきていて、このまま是非とも継続をしていただきたいなと思っています。市民の読書活動を支える上で、この移動図書館、一定の役割を果たしていると考えるところですが、本市として、移動図書館の役割をどういうふうにか、市民の読書活動の推進につなげていくのか、今後、移動図書館車どのようにしていくのかをお答えください。

あわせてこれは教育行政執行方針の中では特段触れられていたことではないんですけど、私の考えとしてですね、生涯学習という分野の中で、是非ともそのDXの活用につ

て、市民向けの講座等の開催を検討していただきたいと思っています。なかなかこの部署が担当するものになるかというのは難しいところかと思うんですけど、生涯学習ということで学習の一部なのかなと思いますので、是非ともお願いをしたいところです。

デジタル基盤を活用した地域づくりというのは、これはもうどんどん進んでいく中で、なかなか行政が便利な機能を作って、それを市民に使えるようにしても、その機能自体にアクセスするのが困難という方が中にはいる状況を見てきています。スマートフォンの使い方一つにしても、「ちょっとさわったら壊れちゃうんじゃないか」って言って全然触らないで持ってるだけ、電話としてしか使わないっていう人も、多くいるんですね。特に高齢の方の中にはそういった方が多くいるんですけど、時代の変化に対応して、情報化社会で便利なものを使っていけるようになれば、これまで以上に暮らしやすくなっていく一つの要因かと思っていますので、是非ともその生涯活動の中で、この生涯活動の充実というところの中で、このデジタル基盤に対しての対応、DXの活用の市民向けの講座の開催などをご検討いただけたらなと考えているのですが、教育長のその点についてのお考えをお答えください。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 吉岡議員の質問にお答えします。

人口減少・少子高齢化についてであります。初めに、過去の推計と比較した本市の人口の状況についてであります。直近で実施されました令和7年国勢調査の結果につきまし

ては、現時点では公表に至っておりませんが、令和2年の国勢調査における確定人口は、同年3月に策定した本市の人口ビジョンの推計人口ほどは減少していない結果となったところであります。

しかしながら、近隣の他市町村と比較した場合、本市の人口減少率は依然として早いペースで推移しており、その要因は、類似都市と比較して出生数が少ないことや転出超過による社会減が慢性化していることにあると分析するとともに、この傾向を重く受け止めているところであります。

次に、移住定住等の施策の実績についてありますが、本市の取組といたしましては、新築・中古住宅の購入助成や家賃助成のほか、札幌に通勤する移住者への通勤費助成などを実施しております。また、移住者に限らず市内に居住する子育て世帯にも支援を行うなど、移住定住の双方を幅広く支援しているところであります。さらに今年度からは、これまで中古住宅購入助成の対象外であった耐震基準未満の住宅を購入した世帯に対し、家財処分や清掃費用、軽微な住環境補修に係る費用を助成する制度を創設したところであります。

本市の移住定住施策においては、住宅助成における15歳未満の子に対する加算や、40歳未満で構成される世帯、子育て世帯への支援など、若い世代に重点を置いているため、20代、30代を中心とした移住が一定程度見られる状況となっております。今後も、これまでの施策の成果を踏まえつつ、人口減少の動向等を踏まえた施策の展開について引き続き検討してまいります。

なお、これらの制度を活用して、本市に移

住された実績につきましては、令和3年度9件、令和4年度に21件、令和5年度20件、令和6年度23件、令和7年度は2月末現在で15件となっており、合計88件となっております。転入前居住地につきましては、空知管内が29件、道内が50件、道外が9件であります。年代別では、20代32件、30代31件、40代12件、50代7件、60代4件、70代以上2件となっております。

次に、今後の取組についてであります。本市の人口減少対策につきましては、全国的な少子高齢化の進行という状況を踏まえつつ、人口が減少する中であっても、持続可能で市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めていくことを基本としているところであります。このため、本市が抱える課題を踏まえ、各分野が連携した取組を進めていく必要があるとの考えの下、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実を図るとともに、中心市街地のグランドデザインの策定や公共施設の計画的な再編・適正化など、今後の人口規模を見据えた持続可能なまちづくりを進めてまいります。また、若者の定着を図るためには、安定した雇用の場の確保が重要であることから、基幹産業である農業の振興をはじめ、地元企業の経営基盤の強化や企業誘致の推進などに取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

いずれにいたしましても、人口減少や少子高齢化への対応は、本市にとって重要な課題であることから、市民の皆さんや関係機関と連携しながら、引き続き各種施策を着実に進めてまいります。

次に、中心市街地全体の新たなグランドデザインについてであります。中心市街地エリアの駅周辺や国道沿い等に点在する空き地・空き店舗に加え、ホテルスエヒロにつきましては、長期的な休業状態にあることや運営が極めて厳しい状況となっているコアビバイの商業施設など、将来のまちづくりを考える上で看過できない課題が顕在化してきています。

これらはいずれも市が所有する施設ではないことから、まずは関係地権者のご意向を丁寧に伺いながら、老朽化した公共施設の在り方も視野に入れ、どのエリアに、どのような機能を再配置すべきか、調査・検討を行い、中心市街地全体の活力再生という観点から、総合的に検討を進めてまいります。特に国道より西側のスエヒロ、コアビバイを含めたエリアの在り方につきましては、今後具体的な方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

こうした検討を踏まえ、この考え方について、来年度中の認定申請を予定している中心市街地活性化基本計画に反映させ、将来を見据えた新たなグランドデザインとして取りまとめたいと考えております。

次に、公共交通についてであります。市民バス東線につきましては、これまで市民の移動手段として重要な役割を果たしてきたものと認識しております。一方で、運転手の確保が難しい状況にあることに加え、利用状況を見ますと、通勤・通学時間帯においては比較的多い乗車人数となっておりますが、便によっては全く乗客のいない区間も見られるなど、マイクロバスによる定時定路線の運行と

しては非常に効率が悪い状況となっております。このような状況の中、限られた運転手や市の財政負担の下で、将来にわたり安定して運行を継続していくためには、こうした非効率な部分を見直し、運行の最適化を図っていくことが必要であると考えております。

今回の見直しは、移動機会そのものを縮小することを目的としたものではなく、高齢者や交通弱者の移動手段を守っていくためにも、A I デマンドバスのるーと美唄の実証運行を活用し、利用実態に応じた交通体系へと段階的に再編していく取組の一環であります。

次に、のるーと美唄の拡充につきましては、特に平日の朝・夕の時間帯は予約が取りにくい状況も見られることから、新たに1台を増車し、3台体制の運行体制とするほか、運行時間の延長についても検討を進めているところであります。

今後につきましても、利用状況や利用者の声を丁寧に把握し、持続可能な公共交通の実現に向け、運行の最適化に取り組んでまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君(登壇) 吉岡議員の質問にお答えします。

学校教育についてであります。初めに、小中一貫校や義務教育学校の検討状況につきましては、全国の先進事例や導入自治体の成果・課題を注視するとともに、教育効果や学校規模、施設整備の在り方、地域との関係性、教職員体制への影響など、多角的な観点から、調査研究を進めているところであります。特に、近隣市町において、義務教育学校が開校及び開校に向けた準備が進められております

ことから、これらの学校の情報収集や、現地視察を行うなど、メリット・デメリットを参考とし、本市の児童生徒数の推移や学校施設の状況、地域特性等を踏まえながら、引き続き検討を重ねてまいります。現時点におきましては、直ちに制度導入を決定する段階にはございませんが、今後も教育環境の充実と質の向上を第一に、保護者や地域の皆様のご意見も十分に伺いながら、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、部活動の地域展開の現状につきましては、急激な少子化が進む中、令和4年12月に国が示したガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、そして地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと示されました。これを受け本市は、令和6年7月にスポーツ、文化団体の代表や学校長、教職員、保護者等で構成する美唄市部活動の地域移行検討協議会を設置し、今後の部活動の在り方について検討を行ってきたところです。さらに、令和7年12月には、国から新たなガイドラインが示され、広く地域に開き、地域全体で支えるという改革の理念の下、名称が、地域移行から地域展開へと変更され、令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間と位置付け、休日については原則、全ての部活動の地域展開の実現を目指し、平日については、地域の実情等に応じた取組を進めるとの方針が打ち出されたところです。

現在、本市におきましては、スポーツ分野では、中学校において拠点校方式や合同チームによる部活動の集約化が図られており、令和7年度には、ソフトテニスの地域展開が始

まったところであり、文化芸術分野では、外部講師を招へいし、活動しております。教育委員会といたしましては、こうした先行事例や現在検討いただいている協議会の報告を踏まえながら、地域全体で子どもたちの活動を支える地域展開の方向性を検討・決定してまいります。

次に、学校給食の無償化の考え方につきましては、本市の学校給食については、食育を推進する生きた教材として、重要な役割を果たしております。また、令和4年度からは、保護者の経済的な負担軽減を図るため、市独自で学校給食費の無償化を実施しております。

令和8年度からの小学校の学校給食費無償化に関わる国の財源措置については、本市の学校給食を充実するためには、大変有効な財源であると考えております。このため、来年度予算についてはこの財源を活用し、学校給食の更なる質の充実に向けて、1食当たりの食材料費単価について、増額を予定しております。

教育委員会といたしましては、今後も学校給食に美唄産食材を積極的に活用し、可能な限り既成品を使わず、手作りにこだわり、栄養バランスのとれた安全安心な質の高い全国に誇れる給食の提供に努めてまいります。

次に、生涯学習活動の充実についてであります。社会教育施設は生涯学習の拠点として重要な施設であり、特に、公民館・市民会館や郷土史料館、図書館は開設から40年以上が経過し、これまでも必要な修繕を行いながら、管理してきたところでありますが、建替えなどにつきましては市庁舎などと複合化について検討されており、その方向性が示され

た中で、必要な機能について市長部局と協議を行いながら、必要な修繕を継続してまいります。

郷土史料館につきましては、学芸員を中心に、職員が来館者の希望に合わせ、館内展示の説明を実施するなど、市の歴史を伝える活動に積極的に取り組んでいるところですが、今後、常設展示室の3か年での改修に合わせ、さらに、郷土史料館の機能を充実させるため、音声ガイドやインバウンドに伴う多言語表記などの導入を検討し、様々な利用者に対応できるよう取り組んでまいります。

図書館につきましては、令和8年度に2階、一般図書室にエアコン2台の増設を予定しており、夏場でも読書ができる環境を提供するとともに、市内10か所を巡回している移動図書館は、昭和56年から40年以上活動しており、今では、地域に居住する市民が図書に直接触れ、親しむことができる重要なツールとなっておりますことから、今後も継続した取組を行ってまいります。

また近年、DX化が進み、本市においても公式LINEや公式スーパーアプリなど、デジタル基盤を活用した地域づくりが進められていることから、市民の主体的な学びを支援するとともに、多様な学習機会を提供するため、高齢者を含めた初心者向けのデジタル活用講座などの開催を検討してまいります。

教育委員会といたしましては、生涯学習は変化の速い時代を生き抜くための適応力を高め、人生100年時代を豊かに健康に自分らしく生きるための基盤づくりになる重要な取組であり、その時々に応じた柔軟な対応に努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 吉岡議員。

●6番吉岡建二郎議員 再質問いたします。

まずそれぞれご答弁ありがとうございます。

市政執行方針について、人口減少・少子高齢化についてですが、少子高齢化の問題というのは、今回、様々質問しました。当初の質問の内容ですね。この中心市街地の活性化ですとか、また公共交通・教育分野に関しても全てに深く関わってくる問題だと考えています。市長は30年後、また40年後を見据えて、今回の市政執行方針もお考えになられたんだと、市政執行方針を読んで捉えているところですが、人口推計ですね、美唄市を見ますと、30年後の美唄市の人口というのは、およそ7,000人強、40年後の美唄市というのは5,000人弱というのが、人口ビジョンの中で示されています。

今ほどお答えいただいた中で、移住定住施策、これまで行ってきて、増えてはいない、そんなに大きく増えていないものの、20代、30代といった方々の移住の実績もある。その一方で市長のお答えでも、人口減少に備えるというふうなお話があったところです。本市の人口減少ですね。歯止めを掛けるための移住定住施策に重きを置いていくのか。移住定住含めたその他の施策も含めてですね、歯止めを掛ける方向でいくのか。それとも将来的な人口が減っていく、今ほど私も申しました人口ビジョンのように、30年後ということであれば7,000人強というところですから、そういった数字を正面から受け止めた上で、この人口減に備えるそういった施策を重視していくのか。

このどちらかに軸足を置いていくこと、これは、これからのまちづくりを進めていく上で非常に重要になってくるんじゃないかと思っています。片方をやめろとかっていうことではなく、もちろん、両方を進めながらにはなるんですけど、軸足がどちらにあるか、行政が示すことによって、市民からも、数々の事業、こういった方向性を進めていくのかという理解を得られやすくなるんじゃないかなと考えるんです。

どちらに軸足を置いて、これからのまちづくりを進めていくのか。今回市政執行方針を読む限りだと、やはり言ったら言葉悪いですが、どっちつかずというふうに見えてしまう部分があります。市長の考えとして、市政の軸足は、人口減少の歯止めを掛ける方向を重視するのか、それとも将来的な人口減少を備えるための施策を重視していくのか。軸足がどちらにあるのかをお答えください。

2 点目商工業振興についてです。

グランドデザイン、現状で何て言うんですかね具体的なものっていうのはなかなか示づらいのかなと、これから決まっていくっていうふうなことだと認識をいたしました。その上でグランドデザインの中の一環で、西側地域、コアビバイ、スエヒロ周辺ですよ。その辺りの考え方というのも、なかなかすぐに今どうするというふうなことを、市長の口からお答えいただくことは難しいのかとは思いますが、ただ、一方でですね、西側地域の住民、住んでいる人たちにとっては、この中心市街地グランドデザインが出てくるのを待ってられるような状況では今ないと思うんですよ。昨年末の補正予算審議の際に答

弁であったように、コアビバイ食品スーパーの誘致がうまくいかない。そういうふうになってしまえば、やはり西側地域からは生鮮食品が購入できる食品スーパーは、この3月末、あと20日ちょっと22日ですか。の間に決まらなければ、食品スーパーがなくなるというふうなことに直面します。中心市街地の線路から12号線から西側の地域というのは、大変困難が待ち受けている状況になります。

これまで一般質問でも、買物難民対策について質問を続けてきています。その際にも移動販売であったり、宅配サービスといったもので、対応をできるように、民間業者にも協力を要請していくというふうなことでの話だったんですけど、もう本当に今月末ですから、それが具体的にどこまで進んでいるかというのを改めて確認をさせていただきたいと考えていますので、現状について、市長からお答えをお願いします。

また、コアビバイ、これ閉店となった場合に困るのは食品スーパーの問題だけではありません。もちろん働いてる方々もそうですし、ほかの商店がなくなるといった問題もあります。ただ特に、行政にとって今直接関わっている事業ということだと、ハローワークの問題が大きな問題になると捉えています。仮にコアビバイのスペースでふるさとハローワーク継続ができないとなれば、どこかほかの場所でやるか、若しくはハローワーク自体がなくなるか、そういった形になる。もしなくなってしまうと、市内での雇用支援機能、これは大幅に低下をすることになります。なくならないように何としても取り組んでいただかなくてはならないところだと考えています。

もしなくなってしまうと市民は大変な不便を被ることになりかねないです。今後のふるさとハローワークですね、どうしていくのか。現在協議など進んでいるのかをお答えください。

3 点目公共交通について。

ご答弁いただいた内容は、一定理解をいたします。一定です。何というか、やはり減っていくというふうなことを聞くとどういったですかね、不安というんですかね。非常に大丈夫なのかという心配はあります。ただ一方でですね、やはり継続、持続可能な公共交通ということを考えると、今の規模のままでそのまま残していくことができるか問われたときに、それは確かに困難があるということでの一定の理解です。ただ利用者の声ですね、是非とも聞いた上で、この持続可能な公共交通の実現という中に、利便性、ここをしっかりと組み込んだ形で、両方を向上させていく、両立させるというふうなところに、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

乗る人がいないと、どんなに整えても、持続はできないと思います。ただ、乗る人がいたとしても利用者数が少なくて、非常に財政的に困難であれば持続は難しくなると思います。このバランスを取るっていうところをしっかりと見極めるためにも、利用者の声をしっかりと聞いた形で、今回、8 年度から東線を大きく変更することと、あとのるーと 1 台増台というふうな回答でしたけれども、それで本当に問題がないのか。しっかり注視しながら、今後取り組んでいただきたいと思います。

是非この両立という部分について、市長の

考え、お答えください。

教育行政執行方針について、再質問です。

学校教育についての部分ですね。義務教育学校、小中一貫校については、以前、一般質問でもお聞きした中身で、大きな動きというのは今のところ本市にはないのかなと認識をいたします。本当にそういった一貫校であったり、義務教育学校が、本市で暮らす児童生徒また保護者にとってメリットがあるのかどうかを、今後しっかりと見極めていただいた上で、どうしていくのかの方針を考えて検討していただけたらと思います。

学校教育の部活動の地域展開についてになりますが、スポーツ系の部活動、これはどのようなこれまでの動きがあったのか、おおむね理解ができることです。なかなか困難はあると思うんです。他市と協力したりっていうふうなことになっても距離もありますし、ただ、そういった困難がある中でも取り組んでいくっていうふうなことになると思いますし、また、令和 8 年から令和 13 年までということで新たな期間が設けられているので、もちろんその期間、全部が全部ずっと検討を続けるのではなく、顧問の教員の方の負担軽減ですとか、あと実際の生徒の部活動、人数少なくなかなか取り組めないというところもありますから、そういったところの改善のためにも、なるべく早期に動きが出るようにしていただけたらとは考えます。

一方でスポーツ系ではなく、文化芸術分野・文化系の部活ですね、こちらについては、顧問の代わりになるような方での指導員の方を招へいしてるというふうな話なんですけど、なかなかやはり、具体的に地域展開っていう

ふうなことになっていってないのかなと感じています。ただ、それ本市だけがその文化系の部活動がなかなか進まないかというところではなくて、どこを見てもなかなか難しい状況にあるのは変わらないんです。この文化系部活動の地域展開について、難航しているんだなというふうに捉えているんですけども、文化系部活動の地域展開の現状についてと今後の見通しについて、教育長からお答えをお願いします。

次に、給食費の無償化についてです。

お答えは非常に期待どおりというか、是非充実に図っていただきたいなと捉えているんです。ただ今回、来年度からというのは小学校の学校給食費の無償化について国からの財源措置というふうなことでなっています。中学校については、まだいつという具体的なものが示されていないんですが、できるだけ早くというふうなことは出てきている状況なんだと認識をしています。

この中学校の無償化の措置がなされた際にも、恐らく変わらないと思うんですけど、念のための確認として、今回その小学校の措置がされたのと同様に、より一層の充実に努めるために使うというふうなことで、方針をとっていただきたいと考えておりますので、その点の考え方、教育長の考え方をお答えください。

教育行政執行方針の歳出の2点目の社会教育についてですね。

郷土史料館、また図書館・移動図書館についての答弁は理解をいたします。なかなか、どこを見ても難しいものがある中で、郷土史料館に関しては、利用する人数増えているっ

ていうところもありますから、充実に努めていくというふうなことで、かなり前向きな答弁をいただいたと認識をしました。

図書館については、移動図書館車も継続というふうなことで、是非とも取り組んでいただきたいです。

一方で、教育行政執行方針では触れられていなかったデジタル活用講座についてのところも、前向きな答弁いただけるとあまり思っていなかったんですけど、前向きな答弁にはなっているんだなというふうなことで、大変ありがたいところでございます。

ただ私としてはですね、初心者向けの、高齢者も含めたというふうなお話で、教育長はおっしゃってたんですけども、本市、大変少子高齢化も進んでいますし、また若い人、特に子どもとかはすぐになれるところもあると思うんですよ。学校でも、そういったデジタル機器についての取扱いや、また安全性に関しても、学んでいるところかと思います。そうじゃなくても、20代、30代といった人であれば、当たり前のように日常生活で使っている中で、「使い方は覚えている」、「分かっている」という人は、多い状況にあるんだと思うんです。なので初心者向けとはいえども、メインターゲットを高齢者層というふうにした形でのデジタル活用講座というふうなものを、是非とも開いていただけたらなと考えています。このメインターゲットについての考え方、教育長のお考えをお答えください。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 吉岡議員の質問にお答えします。

本市の人口減少対策の基本的な方向性につ

いてであります、日本全体で人口減少が進む中、本市の人口は既に自然減の局面にあり、市単独で人口減少を根本的に変えることは困難な状況にあります。このことを踏まえると、人口減少の抑制に取り組むことは重要であるものの、現実的な対応としては、「人口規模が縮小しても持続可能なまちづくり」を最優先に進めることが必要であるとの前提に立ち、今後の市政運営においては、将来の人口減少を見据えた都市機能や行政サービスの提供の在り方を検討するなど、人口減少に対応したまちづくりを進めることが求められるものと認識しております。

一方で、子育て環境の充実や、市街地のにぎわいづくりなど、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることは、結果として、若者の定着や移住の促進につながるものであり、引き続き重要な取組として位置付けております。

いずれにいたしましても本市としましては、まず持続可能なまちづくりを基本に据え、人口減少の抑制にも取り組むという方針の下、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりの実現に取り組んでまいります。

次に、コアビバイが閉店した場合の買物環境についてであります、地域の皆様の生活にできるだけ支障が生じることのないよう、民間事業者とも連携しながら、移動販売や宅配サービスを西側地域でどのように活用し得るか、具体的な可能性を検討しているところであります。事業者との協働により、買物難民が発生しない対策を可能な限り進めてまいります。

また、コアビバイに入居しているふるさと

ハローワークにつきましては、これまでも所管する岩見沢公共職業安定所と協議を重ねており、仮にコアビバイが閉店となる場合であっても、ほかの空き店舗等で継続運営が可能なかどうか、双方で情報共有と連携を図っているところであります。今後とも地域の雇用支援機能が途切れることのないよう、引き続き関係機関と緊密に協議を進めてまいります。

次に、持続可能な公共交通の実現についてであります、人口減少による利用実態の変化を踏まえ、利用者の利便性と維持向上を実現していくため、定時定路線とデマンド交通を組み合わせながら、運行の最適化に努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君 吉岡議員の質問にお答えします。

まず学校教育についてであります、初めに、文化系部活動の現状と見通しにつきましては、現在、市内中学校においては、吹奏楽部、美術部、パソコン部が活動しており、美術部とパソコン部はそれぞれの学校で活動し、吹奏楽部は大会出場の際に2校合同で練習・出場しているところであります。

文化系の地域展開を進める上での課題としましては、特に吹奏楽部においては、専門的な指導者の確保に加え、練習場所の制約、高額な楽器・機材の維持管理・運搬など、多くの課題があると認識しております。これらを踏まえた今後の見通しとしましては、先行するスポーツ分野の仕組みを参考にしつつ、学校の実情や市内文化団体の状況を踏まえ、国のガイドラインに示された期間内に様々な文化芸術活動の地域展開が図られるよう取り組

んでまいります。

次に、中学校分の学校給食費無償化につきましては、国からの具体的な制度内容は示されていないことから、引き続き、国の動向を注視するとともに、財源措置がされた場合には、小学校と同様に、学校給食の更なる質の充実に向けた財源として有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、DXを活用した講座につきましては、市民の主体的な学びを支援するとともに、多様な学習機会を提供するため、高齢者を含めた初心者向けのデジタル活用講座などの開催を検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 吉岡議員。

●6番吉岡建二郎議員 市政執行方針、商工業振興について1点だけですね、再々質問という形で行います。

ふるさとハローワーク、非常に大きな役割を担っているものだと私は考えております。恐らく市長もそこについては、同じような考えかと思えますけれども、これまでの議会議論の経過を踏まえますと、コアビバイの店舗については、今後、いつまでも存続できるという可能性は高くない、低いと言わざるを得ない状況にあるのかなと認識しています。仮にこのコアビバイですね、閉店となった際に、それがいつ頃になるのかというのを想定した上で、ふるさとハローワークをどうしていくのか、協議をどういうスピードで進めていくのか。この具体的なスケジュールを持った上で検討していかなくてはならない段階まで既に来ているんじゃないかと考えています。

同僚議員の質問の中でですね、市長の答弁ありましたけど、この3月末までに新たな食

品スーパーの誘致が実現しない場合には、経営状況から見て、令和8年中のいずれかの時期に、重大な決断を迫られる可能性がある。現時点において、市として具体的時期を申し上げることは厳しい状況、このように答弁をされていたと思います。

この令和8年中というのは、いったらもうあと9か月ないぐらい。ただ現実的なところだと、やはり雪が降る前、そのぐらいがめどになるのかなとは、私個人としては考えますけれど、そういったタイムリミットを踏まえた上で、ふるさとハローワークの今後の動向についてですね、具体的にしっかり詰めて、空き店舗だとかに移すのであれば、もうそこを探し始めていかないと、本当にいざ閉店となってから探すとなったらもう遅いと思うんです。スピード感を持った形で取り組んでいくのに、具体的なスケジュールを進めるという必要があるのではないかと考えますけれど、市長の考えをお答えください。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 吉岡議員の質問にお答えします。

ふるさとハローワークの今後の動向についてであります。これまでも同施設を所管する岩見沢公共職業安定所との間で、コアビバイの現状について情報共有を図るなど、協議を重ねているところでありますが、当該施設は国の機関でもあり、国の移転に対する考え方を踏まえた上で必要な対応を検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが11時25分まで休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

10 番森明人議員。

●10 番森明人議員 第1回定例会につきまして大綱1点、有害鳥獣管理行政、「北海道ヒグマ管理ゾーニング計画」についてお聞きします。

北海道は、令和7年に「ヒグマゾーニング管理ガイドライン」を公表し、人とヒグマの空間的なすみ分けによって、人身被害の防止、出没の抑制、農業被害の軽減と地域個体群の存続を両立させることを目指しております。ゾーニングとは、地域をコア生息地、緩衝地域、防除地域、排除地域の四つに区分し、区域ごとに異なる管理方針を定めている仕組みであります。地形や出没状況を踏まえて、ゾーン設定し、対応基準を明確にすることを求められております。

まず、ゾーニング管理の目的であります、ゾーニング管理は二つの目的を同時に達成するための仕組みであります。一つ目は、人とヒグマのあつれきの低減で、人身被害の防止、人里への出没の抑制、農業被害の軽減を図ります。二つ目は、地域個体群の存続で、適切な生息地の保全や、個体数管理を通じて、ヒグマの持続的な存続を確保する。北海道は、これらを両立させるために、生息地の保全、防除、捕獲、モニタリング、担い手確保を総合的に進める必要があるとしております。

次に、ゾーン区分の基本構造ですが、北海

道が示すゾーニングは、地域の地形、土地利用、出没状況に応じて、四つの区域に区分しております。一つ目は、コア生息地。奥山など繁殖・生息に重要な地域、ヒグマの生息を許容、問題個体以外は捕獲は行わない。二つ目は、緩衝地域、コアと人間活動地域の間のことを言っております。また、出没を未然に防ぐ区域、誘引物管理や監視強化を重点的に実施するとなっております。三つ目は、防除地域。農業地帯など人間活動が盛んな地域、ヒグマの定着は許容しない。また、農業被害の防止のための捕獲、追い払いを実施する。

四つ目は、排除地域。市街地・集落など、人の利用が高密度な区域を指しております。これはヒグマの侵入を許容しない、また、出没した場合は即時対応、これは警察、猟友会、行政の連絡等で行われます。

また、ゾーニング管理がもたらす効果であります、北海道はゾーニング管理によって、次の成果が期待できるとしております。出没対応の判断基準が明確化し、捕獲、追い払いの判断が迅速になる。次に、関係機関の連携の円滑化、警察、猟友会、行政が同じ基準で動ける。次に、住民への説明責任が果たしやすい、どこが危険か地図で示すことができる。次に、国の交付金の活用が容易になる。これはゾーニングを前提とした事業計画が作成しやすいということになります。

次に、ゾーニング計画の作成手順ですが、地域の地形、土地利用、出没状況の整理、またゾーン区分の設定、そして区域ごとの対応方針の明確化。次に、関係機関との協議。次に住民への情報提供。次に、計画の評価と必要に応じた修正ができるとなっております。

以上を踏まえて、4点質問いたします。

一つ目、北海道の方針と美唄市の現状認識を聞きたいと思います。

北海道は、令和7年3月にヒグマゾーニング管理ガイドラインを公表し、市町村がゾーニング計画を作成することを明確に位置付けております。本市でも、山間部から農地、市街地まで出没が広まっております。まず本市として、ゾーニング管理の必要性をどのように認識しているのかお伺いします。

二つ目に、ゾーン設定の検討状況をお伺いします。本市の地形はゾーニングに適すると言えます。東部山地、こちらをコアとし、農地地区を防除、市街地地区を排除といった区分が簡単に行えます。現在、本市として具体的なゾーン設定の検討を進めているのか、お伺いしたいと思います。

次に、出没時の対応基準の明確化を聞きたいと思います。ゾーニングを導入することで、どの区域に出たら追い払いか捕獲かといった判断基準が明確になります。本市として区域ごとの対応方針を明文化する考えはあるのか、お伺いいたします。

次に、北海道猟友会との連携強化・捕獲従事者確保を聞きます。北海道の計画改正案でも、捕獲従事者の育成確保が課題として明記されております。本市として、猟友会との連携強化や担い手確保に向けた取組状況をお伺いしたいと思います。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 森議員の質問にお答えします。

「北海道ヒグマ管理計画」についてであります。北海道において、令和6年12月に改

定した北海道ヒグマ管理計画の中で、人とヒグマの空間的なすみ分けによって、あつれきの低減、ヒグマ地域個体群の存続を両立させることを目的とした、「ゾーニング管理」を基本方針として掲げていることから、本市といたしましても、出没が山間部から農地、市街地へ広がっている状況を踏まえ、区域ごとの管理方針が必要であると考えております。

次に、ゾーニングの検討状況につきまして、北海道ヒグマゾーニング管理ガイドラインを参考に、市内の地形や出没状況を踏まえ、検討を進めてまいります。また、国は熊類への対策を支援するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」や、「指定管理鳥獣対策事業交付金」を拡充し、その活用にあたっては、ゾーニング管理の実行が要件となっているため、美唄警察署、北海道猟友会美唄支部をはじめとする関係機関・団体等とその根拠となるゾーニング計画の策定に向け、協議してまいります。

次に、区域ごとの対応方針の明文化についてであります。ゾーニング計画において、ゾーニングにおける区域ごとの基本的な対応の考え方を記載することとなっており、これにより、迅速な判断や市民への対策の見える化につながるものと考えております。

次に、北海道猟友会美唄支部との連携強化や担い手確保に向けた取組状況につきまして、北海道猟友会美唄支部とは、日頃からヒグマの出没対応において、良好な連携を保っているところでありますが、担い手不足は大きな課題であると認識しているところであります。有害鳥獣捕獲活動の担い手減少は、本市にとっても大きなリスクであり、新規に狩猟免許の取得を希望する方が参入しやすい環

境を整備することが必要であると考えております。こうしたことから、市民の生命・財産を守るための対策として、近隣自治体の状況を情報収集するとともに、財源確保を含め、新規に狩猟免許の取得を希望する方に対する支援策について、関係機関団体等のご意見を聞きながら検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 森議員。

●10 番森明人議員 再質問させていただきます。

再質問では、期限や具体性の、市の主体性をお聞きしていきたいと思っております。一つ目なんですけども、ゾーニング管理検討の具体的な進め方と期限を聞きたいと思っております。ただいま区域ごとの管理が必要とのご答弁をいただきました。住民の安全を守るためには、いつまでに何を行うかが重要であると思っております。本市として、ゾーニングの作成や、区域の設定、こちらの具体的なスケジュール設定をする考えはあるのか、お伺いしたいと思っております。

次に、市民への情報提供の強化を求めたいと思っておりますが、ゾーニングは住民が「どこが危険で、どこが許容されるのか」をご理解いただくための基盤になります。本市として、地図等を用いた分かりやすい情報提供を行う考えがあるのか、お伺いしたいと思っております。

次に、捕獲従事者の確保について具体策を聞きたいと思っております。

担い手不足が課題との認識でしたが、例えば、市独自の支援制度、又は若手育成のための研修制度など、具体的な取組を検討しているのか、お伺いしたいと思っております。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 森議員の質問にお答えします。

ゾーニング管理等の具体的な取組についてであります。ゾーニング計画策定のスケジュールにつきましては、必要なデータ整理や、北海道をはじめとする関係機関、団体からの指導の下、可能な限り、令和8年度中の早期作成に努めてまいります。

次に、市民への情報提供につきましては、北海道ヒグマゾーニング管理ガイドラインにおいて、ゾーニング計画策定の中で、マップの作成が求められており、その内容を市民の皆様にご理解いただくため、分かりやすい資料を作成してまいります。

次に、担い手の確保につきましては、市民の生命・財産を守るため、国や北海道の施策や、北海道猟友会美唄支部との意見交換を踏まえながら、先進事例の情報収集を行い、具体的な支援について検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 森議員。

●10 番森明人議員 それでは再度質問させていただきます。

最後の質問になりますが、この北海道のヒグマゾーニング計画を早期に実行していただきたいのは、先ほど市長からもありましたが、国において、熊類の対策を支援するため、交付金を用意していますが、その活用にあたっては、ゾーニング管理が前提とすることを要綱に定めるなど、今後の熊類の対策においてゾーニング管理は重要なキーワードとなると考えられております。

そこで、市として意思の決定を明確にしたいと思っておりますが、一つ目、ゾーニング導入の

市長の意思を聞きたいと思います。ゾーニングはヒグマ対策の根幹となるものであり、住民の安心・安全に直結する重要な政策であります。最終的には、市長の判断が不可欠であると思います。市長として、ゾーニングの導入に向けて取り組む明確な意思があるのかお伺いしたいと思います。

次に、ゾーンごとの対応基準を市の方針として明文化するかを問います。ゾーニングを導入するだけでは不十分であり、この区域に出たら捕獲、この区域は追い払いなど、具体的な対応基準を市の方針として明文化することが不可欠であると思います。本市として対応基準を明文化し、住民に公表する考えはあるのか、お伺いいたします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 森議員の質問にお答えします。

ゾーニング管理の導入についてであります。ヒグマ対策を進める上で重要な取組であり、市民の安全確保を最優先に考え、市として、しっかりと取り組んでまいります。

次に、区域ごとの対応方針につきましては、市の方針として明文化し、市民に広く周知してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

7 番、本郷幸治議員。

●7 番本郷幸治議員 令和 8 年第 1 回市議会定例会に当たり、大綱 1 点、行財政改革について市長に伺います。

かつては炭鉱全盛期で、本市の人口はピーク時の 9 万人超から、現在は 1 万 8,000 人を割り込むまで急速に減少、また、少子高齢化が同時進行し、生産年齢人口も減少し、あら

ゆる産業にも深刻な影響が懸念されます。こうした様々な課題が山積している状況下で、今後のまちづくりを進める中で、行政の政策形成をする手法として、「フューチャーデザイン」の積極的な活用について、これは令和 2 年第 2 回定例会で初めて取上げましたが、その後、どのように検討されたのか、また改めてその見解を伺います。

フューチャーデザインは、2012 年に経済学者の西條辰義教授によって提唱されました。その概要は、将来世代の利益や可能性を考慮して、意思決定を行うことで、現世代の行動が未来に与える影響を意識し、持続可能な社会を設計することにあります。特にまだ生まれていない将来世代を仮想将来世代として想定し、その立場になりきって考える手法が特徴であります。この新しい仕組みを導入することで、より長期的視点から、潜在的課題やリスク、未来の価値やニーズを捉え、現世代と将来世代をふかんした観点から政策評価や、持続可能性を高めるための対策も見えてくると思います。

そこで 2 点について市長の見解を伺います。

その一つ目として、「フューチャーデザイン手法」と「バックキャスト」を活用した持続可能なまちづくりについて、少子高齢化や人口減少が進む私たちの地域において、フューチャーデザイン手法を取り入れ、行政サービス、産業や農業、子育てや介護など、持続可能な未来への多様な課題に対応するために、現在の延長ではなく、抜本的かつ独創的な施策の展開が必要と考えます。このフューチャーデザイン手法を活用することにより、近視眼的な判断や意思決定ではなく、現世代と将

来世代の双方の利益を考慮した意思決定を促し、具体的かつ創造的な将来像を示すことができます。一方、バックキャストは、その将来像から逆算して、現時点からの必要な行動や戦略を考える手法であり、この手法を活用することで、現時点から将来に向けての具体的な行動計画を立てることができます。そこで、このフューチャーデザイン手法のように、将来の目標やビジョンへの関係者間の合意を形成した上で、その将来像から逆算して、現時点からの必要な行動、また戦略を考えるバックキャストで持続可能なまちづくりに向けて、具体的な効果的な行動計画を策定することは大変有意義であると考えますが、見解を伺います。

次に、フューチャーデザイン手法を政策立案に取り入れるための組織の整備についてであります。まちの将来ビジョンづくりに住民参加の仕組みを取り入れている先進地の岩手県矢巾町では、自治体として、初めてフューチャーデザインの手法を取り入れ、行政課題について約6か月にわたり協議を行いました。町民が現世代と仮想町内世代グループに分かれ、課題を検討した結果、仮想町内世代グループからは地域の様々な資源や町の長所を有効に活用することで、新たな地域の創造につながる様々な提案が出されました。最終的に合意セッションにおいては、現世代のグループが仮想将来世代グループが提案した施策が半数以上取り入れられる結果になったとのことでした。

このフューチャーデザイン手法を導入することで、参加者の将来のリスクへの認知や将来の地域の目標に対する意識の共有が図られ

ると同時に、現行計画の評価や改善への視点も磨かれます。この結果を受けて、矢巾町がフューチャーデザイン手法を行政課題や政策立案に取り入れるための機構として、役場に未来戦略室を設置し、2023年には未来戦略課へと格上げをしました。そこで、このように、まちぐるみで、フューチャーデザイン手法を政策立案に取り入れるための組織を整備し、様々な行政課題の行き詰まりの打開を目指すことも大変重要と考えますが、市長の見解を伺います。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 本郷議員の質問にお答えします。

フューチャーデザインの活用についてありますが、将来世代の視点に立った政策形成は、急速な人口減少や少子高齢化が進行する本市において、極めて重要な考え方であると認識しております。議員からは2年前にも同様のご質問をいただいたところではありますが、本市におきましても、その後、先進事例の研究を進めるとともに、今年度新たに委嘱した地域活性化起業人からの専門的なアドバイスもいただきながら、検討を進めてまいりました。

その結果、今年度策定いたしました第7期美唄市総合計画後期基本計画において、将来の理想像から逆算して、現在の施策を構築する、いわゆるバックキャストの考え方を新たに取り入れたところがあります。具体的には、従来の現状積み上げ方式ではなく、目指す姿を起点として施策を整理する構成とし、将来像と現状とのギャップを明確にした上で、その解消に向けた施策の展開方針と主な事業を

位置付けております。これは将来世代に負担を先送りしないための選択を促すフューチャーデザインの視点とも合致するものであり、将来から現在を見つめ直す手法を計画の根幹に据えております。

また、地域活性化起業人の知見を活用し、客観的データに基づく政策立案、いわゆるEBPMの支援強化にも努めてまいりました。あわせて、職員研修等を通じて、論理的な施策構築の手法について理解を深め、組織全体で将来志向の思考を共有できるよう取り組んでいるところであります。

次に、組織整備についてであります。特定の専門部署を設けることのみによって実現するのではなく、全庁的に、将来世代の視点を共有し、各部局がそれぞれの分野において、主体的に政策立案を行う体制を整えることが重要であると考えております。そのため、今後におきましても、継続的な人材育成と体制の充実を図りながら、将来世代に責任を果たす行政運営に努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

11 番川上美樹議員。

●11 番川上美樹議員 令和8年第1回定例会におきまして大綱2点につき市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は市政執行方針について、行財政運営について伺います。

先日の市政執行方針におきまして市長は、健全な財政運営を推進するため、一つ目として、公共施設の再編検討による将来負担の軽減を図ること、二つ目に、市税の収納対策を行うこと、三つ目として、ふるさと納税の戦

略的拡大を図ること、主にこれらの取組を通して、自主財源の確保と強固な財政基盤の確立を図ることを述べられました。そこでこれらの取組について、具体的な内容と、今後の方向性について市長のお考えを伺います。

大綱の2点目は教育行政について、令和8年度の教育行政執行方針についてお伺いをいたします。

教育行政執行方針では、大きく変化していく時代の中で、未来を切り開いていく力を育成することが本市の教育の使命であると述べられており、新年度は多くの施策が示されております。そこでその中から次の4点についてお伺いをいたします。

1点目は、美唄市内における高校への支援について、2点目は、通級指導教室について、3点目は、地域学校協働本部事業について、4点目は、学校外活動費における支援について、これら新年度における施策について、どのような内容でどのようなことを目指して行うのか。教育長にお伺いをいたします。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、川上議員に対する理事者の答弁は午後からといたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時10分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) 川上議員の質問にお答えします。

行財政運営についてであります。健全な財政運営につきましては、執行方針において申し上げましたとおり、将来にわたり安定した財政運営を維持していくためには、歳出の適正化を進めるとともに、自主財源の確保・強化を図り、政策の自由度を高めつつ、財政の安定性を確保していくことが重要であると考えております。

この具体的な取組について申し上げます。初めに、公共施設の再編検討による将来負担の軽減についてであります。本市では、「公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化施設の在り方について、中長期的な視点から検討を進めるところであります。具体例として、耐用年数を経過した「南美唄団地」、「進徳東団地」、「いなほ団地」につきましては、市営住宅用途廃止事業による住替えを促進しながら、全戸退去となった棟から順次解体を進めているところであります。現在進めている「公営住宅建替え事業」は、その延長線上にある取組であり、令和8年度は実施設計に着手し、入居実態を踏まえた規模の適正化を図ることで、将来的な管理負担の軽減につなげてまいります。また、市庁舎の在り方につきましては、耐震化工事と新築のいずれが望ましいのかについて庁内で検討を進めており、今年度中に一定の方向性をお示しする考えであります。いずれにいたしましても、将来世代への責任という観点を踏まえ、段階的かつ計画的に取り組んでまいります。

次に市税の収納対策についてであります。収納率は近年、おおむね横ばいで推移してお

りますが、全道平均と比較いたしますと、改善の余地があるものと認識しております。市税は自主納付を原則とする本市の基幹的な自主財源であり、その確実な確保は、健全な財政運営を支える基盤となるものであります。このため、納税者が納付しやすい環境を整えることが重要であるとの考えの下、地方税共通納税システムの活用やキャッシュレス決済の導入など、納付環境の整備を進めております。さらに、こうした取組と合わせて、負担の公平性を確保する観点から、滞納整理強調月間の設定や関係各課と連携した対応を行いながら、自主納付の促進と公平性の確保の両立を図り、収納体制の充実に努めてまいります。

次に、ふるさと納税の戦略的拡大についてであります。寄附額の減少や運営体制などの構造的な課題を踏まえ、現在、抜本的な見直しを進めているところであります。寄附額は令和5年度に約23億7,000万円と過去最高を記録した後、減少傾向が続いておりますが、令和8年度は中間事業者の変更により体制を刷新し、供給体制の再構築、露出強化、リピーター育成の強化などに取り組むこととしております。取組に当たっては単なる短期的な回復にとどまることなく、持続可能な歳入基盤として再構築を図ることが重要であると考えており、戦略的な立て直しを進めてまいります。

以上申し上げました取組を通じ、歳出構造の見直しと、自主財源の確保を着実に進めることで、将来世代に過度な負担を残さない、持続可能で安定した財政基盤の確立に努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君(登壇) 川上議員の質問
にお答えします。

新年度における施策についてであります。初めに、美唄市内における高校への支援につきましては、両校が地域に根差した魅力ある学校として持続していくことが極めて重要であると認識しております。また、令和8年度の公立高等学校入学者選抜における、再出願後の出願状況にありますように、両校とも定員を割っており、美唄尚栄高校については、出願数が40人を割り、現状では1クラスになることが予想されるなど、少子化に伴う入学者数の減少は、存続に関わる喫緊の課題であると考えております。このため、教育委員会といたしましては、教育活動に関わる経費の助成をはじめ、高校の魅力を市内外へ広く発信する事業や、部活動等への活動支援など、多角的な支援策を講じているところであります。令和8年度におきましても、これまでの支援を継続し、入学者数の維持・確保に努めるとともに、各高校と緊密な情報共有を図りながら、地域と一体となって、子どもたちが、「この高校で学びたい」と思える活力と魅力あふれる高校づくりに取り組んでまいります。

次に、通級指導教室につきましては、通常の学級に在籍し、学級での学習におおむね参加できるものの、学習や生活上の一部に困り感を有する児童生徒を対象として、個々の障がいや特性に応じた指導を別教室において行うものであります。指導形態としては、週に数時間程度、通常の授業の一部を特別な指導に変えたり、通常の授業に加えて、特別な指導を行ったりすることが可能であり、一人ひ

とりの困り感の低減や改善を図ることができるものと考えております。

また、学習面や生活面の一部に困り感を持つ児童生徒の自立と社会参加に向けて、適切な指導や必要な支援を行うためには、多様な学びの場の充実が重要であり、その中で、通級指導教室が果たす役割は年々大きくなってきているものと認識しております。このため、本市では、市内小学生を対象とした通級指導教室を、中央小学校及び東小学校の2校に設置しております。中央小学校には、言語に障がいのある児童や話すこと・聞くことなど、コミュニケーション面に困り感を持つ児童を対象とした「言葉の教室」を、また、東小学校には、発達に障がいがあり、対人関係や行動面などに困り感を持つ児童を対象とした「まなびの教室」を設置し、個別又は少人数による指導を通して、それぞれの課題に応じた支援を行っているところであります。

さらに、通級指導教室を必要とする児童が居住地に関わらず安心して指導を受けられるよう、通級に関わる交通費助成を実施し、利用しやすい環境づくりを進めております。今後も、義務教育段階を見通した切れ目のない支援体制の整備を進め、通級指導教室の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、地域学校協働本部事業につきましては、これまで学校支援地域本部事業として、ボランティアの育成や発掘等を行い、学校側のニーズに応じた放課後学習支援や、水泳学習支援、スキー授業支援など、ボランティアの派遣を通じて学校運営を支援してまいりました。このたび国の法改正や、本市の総合計画後期基本計画の策定に合わせ、事業名を変

更いたしますが、引き続き、保護者、団体等の地域住民の参画を経て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えてまいります。

次に、学校外活動における支援につきましては、学習意欲や向上心があるものの、家庭の経済的な要因等により、学校外での学習機会が損なわれている子どもたちの教育機会の均等化を図ることを目的として実施するものであります。特に、夏季・冬季の長期休業期間中は学校の授業が行われないことから、家庭環境によっては、学習時間や学習内容に差が生じやすく、とりわけ中学2年生及び3年生は進路選択を控える重要な時期であり、学習機会の格差が進路に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、教育委員会といたしましては、学校教育の充実と教職員の指導力向上に向け、授業改善や教員研修の充実等に継続して、取り組んでいるところでありますが、本事業は、学校教育を代替するものではなく、多様な学びの機会を求める中学2年生及び3年生の全ての生徒を対象とした、学校の長期休業中における学習塾の講習会や受験対策講座の受講費の一部を支援するものであります。

教育委員会といたしましては、これらの事業を適切に執行いたしまして、社会情勢や教育環境の変化を的確に捉えつつ、柔軟かつ適切な対応に努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 川上議員。

●11番川上美樹議員 それでは再度お伺いをいたします。

大綱の1点目の行財政運営について、改めて市長にお伺いをいたします。

今北見市ですけれども、深刻な財政難のため、職員給与を3年間据え置くということが、ニュースに入っておりました。それから滝川市におきましても、市の財政がひっ迫しているということで、駅前の再開発を断念するという発表もありました。本市の場合、2008年、平成20年に財政調整基金が枯渇する寸前になったということがありました。ただですね、その4年後には、5億円以上の基金を積立てて回復をさせた。当時の市長をはじめとしたこの本市の職員にとっては、私は大変なこの思いで、その危機を乗り越えてきたという経緯があります。今から18年前ですから、市長はまだ大学生ではなかったかなと思います。そういうつらい時期を乗り越えてきたこの本市の力、それから職員の我慢があったり、努力でここまでは上がってきたというそういう道のりがこの美唄にはあったということのを是非ですね、心にしっかりと刻んで、新年度の市政執行を特に行財政運営については取り組んでいただきたいと思います。

今ご答弁をいただきましたけれども、自主財源であるこの市税確保のためには、生産年齢人口が多いことが理想ではありますがけれども、現実には人口減少のため減っていると。そのために、普通交付税算定への影響も出るだろうし、ふるさと納税も国の制度動向によっては不確実な面もあります。こうした中で、今後どのような財政運営の基本姿勢で臨んでいくのか、改めて市長の考え方、又は決意、これをお伺いいたしたいと思います。

次に、大綱の2点目、教育行政について再度教育長にお伺いをいたします。

4点目について再度お伺いをいたします。

中学の2年生、3年生となりますと、高校受験に向けた夏休みと冬休みのときに民間の塾へ通うという生徒は、これ現実として多くなると思います。美唄市民の年間の平均所得は、300万円未満であるということ、特にですね、親が1人の場合ですね、親がシングルで、子どもがいる世帯では、300万円未満のご家庭の数が多くなる。そういうことが総務省のデータから出ております。経済的には大変厳しい中で、懸命に生活をされている子育て世代も多いということになり、今回の支援をご決断されたことかと感じます。

前回質問させていただきましたけれども、本市の小中学校における学力テストの結果として、全国平均を上回るという成果を出されたことは、公的な教育機関である本市の小・中学校の現場の先生方が、いかに頑張っておられるかということだと思います。新年度においては、学校外活動費における支援ということで、公的な教育と地域塾との連携で、本市の教育の質がさらに1段上がること、家庭の所得によって学ぶ機会が損なわれないように応援するのが、この美唄市の教育の考え方であると、私は市民だけではなく、市外の方にも、本市の教育に対する考え方、決意を知っていただきたいと考えております。このことについてですね、再度教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 川上議員の質問にお答えします。

今後における財政運営についてであります。人口減少の進行や税収構造の変化、さらには地方財政制度の動向など、本市を取り巻

く財政環境は、一定の不確実性があるものと認識しております。生産年齢人口の減少は、市税収入に影響を及ぼすものであるほか、人口は普通交付税においても重要な算定要素となっていることから、本市の一般財源の大宗をなす市税及び普通交付税の双方に関わるものであると考えております。また、ふるさと納税につきましても、国の制度や市場動向の影響を受ける側面があり、今後の動向を注視していく必要があるものと認識しております。

こうした状況の下にあっては、将来の財政環境を的確に見通すことは容易ではありませんが、中長期的な視点を持ちながら、歳出構造の適正化と自主財源の確保に向けた取組を着実に進めていくことが、重要であると考えております。その上で、基本は毎年度の予算編成において収支均衡を図ることを基本としつつ、財政規律を維持しながら、将来負担にも十分配慮した財政運営を行い、変化する財政環境にも柔軟に対応できる持続可能な財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君 川上議員の質問にお答えします。

学校外活動における支援についてであります。中学2年生、3年生は基礎・基本の定着とともに、将来の進路を見据えた重要な時期であり、この大切な時期に、学校での学びに加え、学校外における多様な学習機会を活用できる環境を整えることは、生徒にとっては、意義深いものと考えております。

教育委員会といたしましては本事業を着実に実施し、必要とする生徒に支援が届くよう

努めるとともに、生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育環境の充実に取り組んでまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 1 時 32 分 散会

